
かわさき 教育プラン

～市民の力が教育を変える～

第3期実行計画（平成23年度から平成25年度）

素案

新・重点施策

平成23年2月
川崎市教育委員会

目次

はじめに	1
1 策定及び見直しの趣旨	1
2 教育プランの全体像	2
第3期実行計画の基本的な考え方	3
新・重点施策について	7
重点施策1 共に生き、共に育つ環境を創り、こころを育む ...	7
重点施策2 地域の中の学校を創る	13
重点施策3 学校の教育力を高め、確かな学力を育成する	19
重点施策4 「まち」の強みを活かして川崎に育つ子どもに 将来の夢を育む	25
重点施策5 安全・安心で快適な教育環境を創る	29
重点施策6 共に学び、楽しみ、活動する生涯学習社会を創る ..	33

巻末 施策体系一覧表、語句説明一覧表

はじめに

1 策定及び見直しの趣旨

かわさき教育プランは、平成17年3月に、子どもから高齢者まで、全ての市民が教育・学習・文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現をめざし、「多様化する価値観の中で、子どもと大人が共に生き、一人ひとりがいきいきと輝く学習社会を創造する。」及び「地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育力の向上へつなげる。」の2つの目標を設定して、平成17年度からの10年間を対象期間として策定した、教育に関する総合計画です。

このプランは、施策の方向性を、①「各学校や地域の自主性・自律性を促進する」、②「市民との協働、職員の専門性の向上、専門家の参画を促進する」、③「客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する」として、その施策体系は、4つの基本政策、13の基本施策、52の施策及び現行で188の事業から構成されています。また、特に第2期の3年間（平成20年度から22年度）に重視して取り組む施策を6項目の重点施策として、188の全事業の中から、具体的な事業を抽出して再構成しています。また、このプランは、学識経験者・市民代表・教職員などで構成する川崎市教育改革推進協議会で、実施状況や成果の評価、見直しを行い、評価結果等の報告書を議会に提出するとともに市民に公表しています。

昨今、家庭や地域の教育力の低下が課題となる中で、相対的に学校に求められる役割が増大してきており、子どもたちの集団生活への適応力の低下や社会性の欠如など、喫緊の教育課題に対応していくことが求められています。そのため教育委員会では、いわゆる「中1ギャップ」の解消をめざす小中連携教育の推進や学級集団における豊かな人間関係づくりをめざす「かわさき共生＊共育プログラム」の実践などの先導的な教育プログラムを普及推進する取組を進めています。このような狭義の教育改革の取組を進めるとともに、区・教育担当を中心に、スクールソーシャルワーカーの活用や、区役所の保健・福祉関係部署との連携を図るなどして、学校だけでは対応できない家庭の養育に起因する課題等への支援を行うなどの取組を進め、各学校が保護者や地域住民などと協力しながら、学校運営を自主的・自律的に改善し、今日的課題に対応していくサイクルを確立できるような支援体制づくりなどを含めた広義の教育改革を進めています。

今年度は、平成20年度から平成22年度の重点施策の最後の年にあたります。教育委員会ではこれまでの3年間に現行の重点施策等に基づき、プランの諸事業等を推進してきました。いじめ・不登校対策など、継続的に取り組んでいかなければならない課題のほかに、児童生徒の増加や学校施設の老朽化にどのように対応していくか、あるいは個性と魅力が輝くまちづくりが進む本市において、どのようにその特徴や長所を教育に活かしていくかなど、新たな課題も生じてきています。そのため、教育委員会では、これらの現状と課題への具体的な対応を踏まえ、これまでの重点施策等を見直し、平成23年度から平成25年度に向けての新たな実行計画を策定していくこととしています。また、この新たな実行計画は教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画として位置付けを行う予定です。

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第二十号） 抜粋

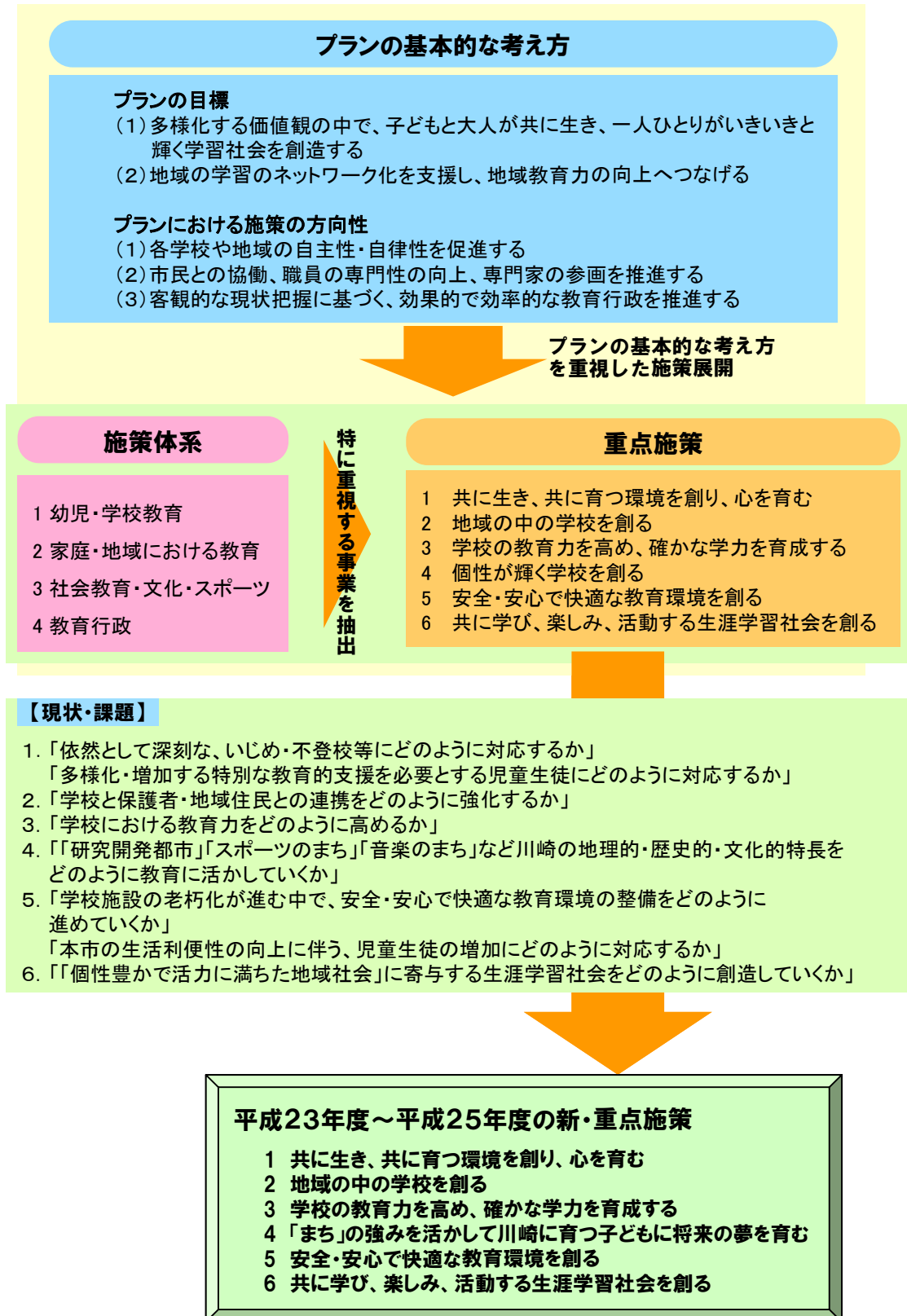
（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 プランの全体像

プランは、全体として以下に示すように構成されています。



第3期実行計画の基本的な考え方

平成20年4月に第2期実行計画を策定してから約3年が経過しました。この間に、経済状況の悪化や少子高齢化の進行、環境問題の顕在化、分権型社会への移行などの潮流の中で、市民や子どもたちの状況や課題、それらを取り巻く社会環境も大きく変わってきました。

教育分野に目を向けると、平成20年度に約10年ぶりに本格的な改訂がなされた学習指導要領が、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面实施、さらに高等学校では平成25年度から年次進行で実施されます。平成22年度に公表された「OECD生徒の学習到達度調査(PISA 2009)」の結果では、読解力を中心に生徒の学力は改善傾向にあると分析されており、新学習指導要領の着実な実施や「個に応じた指導」「子どもの読書活動」の推進などさらなる取組に期待が持たれています。また、いじめ・不登校・暴力行為への対応等、子どもを健全に育む取組や、子どもたちの健康・体力を向上させていくことも重要となっています。

こうした状況変化を受けて、今回、これまでの重点施策について現状や課題を踏まえた見直しを行い、これまでの取組を着実に継承するとともに、さらに発展させるため、平成23年度から3年間の新たな重点施策と施策体系からなる第3期実行計画の策定を進めています。

《重点施策1 共に生き、共に育つ環境を創り、こころを育む》

いじめ・不登校の問題の深刻化に対しては、第2期実行計画では喫緊の課題として重点的に取り組んできましたが、今後も継続的な取組が必要となっています。平成21年度の全国調査ではいじめの認知件数は約7万3千件と、前年度(約8万5千件)より約1万2千件の減少となっていますが、いじめは人間関係に起因する問題であり、どの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであるということを十分認識することが大切です。ことに、成長・発達の過程にある子どもにおいては、人間関係のトラブルは起こりがちであり、当人がいじめとして意識することなく、いじめに発展してしまうケースも見られます。したがって、「いじめの芽」に早期に気づき、これを摘み取り、人間関係の正常化を図るための指導が重要です。

また、いじめが生じない人間関係づくりが重要であり、そのためには、いじめは絶対に許されないという意識を一人ひとりの児童生徒に徹底させるとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ連携して、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することが必要です。また、いじめや不登校の背景には、他者との人間関係を築き、信頼関係を保つ力などの能力が十分に身につけていないことが要因のひとつにあると考えられています。それらの能力を養うためには、子どもたちが成長する過程で、共に生きる大切さを知り、お互いの人権を尊重し、互いに助け合う「共に生き」「共に育つ」心を身につけることが必要と考えられます。さらに、いじめ・不登校への具体的な取組としては、未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校の子ども居場所づくりや学校への復帰の支援など、個別に、きめ細やかで的確な対応を図る施策が必要と考えています。

《重点施策2 地域の中の学校を創る》

しかし、これらの課題を解決することは学校教育だけでは困難であり、子どもの成長の基本である家庭や子どもの活動の場である地域と一体となって「地域の中の学校」をつくることにより、取り組む必要があると考えています。そのためには、それぞれの学校により身近な「区における教育支援」を推進することで学校運営を支援し、学校と家庭や地域との連携を一層強化させていくことが重要です。また、近年、子どもたちの安全確保も大きな課題となっていますが、この点においても地域社会との連携は不可欠となっています。さらに、学校が、学校教育推進会議の活性化を図るなどして、地域や保護者の意

見や要望を取り入れ、地域と一体となって教育活動や学校運営を行うことは、それぞれの学校がさまざまな特徴を持つことにもつながります。地域の方々の協力を得て、学校を支えていただくことにより、各学校が個性を発揮し、より一層子どもたち一人ひとりの個性に応じた教育が可能となり、子どもたちはそれぞれの個性を活かしながら、自らの可能性を追求することができます。その個性を学校と地域が一体となり輝かせていくことが重要な課題だと考えています。

一方、学校自体の自主性・自律性を高める取組も欠かすことのできない重要な課題といえます。本市では学校の裁量権の確保に努めていますが、学校が自ら改善を図るための方策として、学校評価システムの確実な構築、小中連携をはじめとする異校種間連携を積極的に推進すること等が必要であると考えます。

《重点施策3 学校の教育力を高め、確かな学力を育成する》

「確かな学力」の育成など、子どもたちの「生きる力」を育むためには、教員一人ひとりの指導力を高め、教員集団としての学校の教育力を高めていくことが重要です。しかし、現在の学校教育現場では、学校教育に対するニーズの多様化や業務範囲の拡大に伴って教員が多忙化し、子どもと向き合う時間が十分に確保できなくなっていることなどが指摘されています。併せて、団塊の世代の大量退職等により、新たに多数の新規採用教員が各学校には配属されてきており、その育成も課題となっています。そのような中で、今後、学校の実態に応じた支援施策を充実させることに加え、地域の方々やNPO法人等の活用・協力により、教員のサポート体制を整えることや、新規採用教員をはじめ、教員の資質・指導力向上のための学校内外の研修体制の充実、カリキュラムマネジメントの確立を図るなどして、学校を組織的に機能させることが必要であると考えています。

《重点施策4 「まち」の強みを活かして川崎に育つ子どもに将来の夢を育む》

本市には、さまざまな研究開発機関や先端産業が集積しています。また、スポーツのまちづくりが盛んであり、トップレベルの競技スポーツに触れる機会が豊富にあることや、市民スポーツも大変盛んであるという状況にあります。さらには、「ミューザ川崎シンフォニーホール」を象徴とする「音楽のまち・かわさき」づくりも着々と進んでいます。また、複数の音楽大学をはじめ、さまざまな音楽資源が市内には溢れています。「読書のまち・かわさき」についても、家庭・地域・学校における読書環境の整備に向けて、さまざまな事業に取り組んでいます。今後は、このような本市の地理的・歴史的・文化的特長を活用して、理科教育の充実や地域スポーツ人材を活用した子どもの体力向上、市内の音楽大学等と連携した音楽活動の充実、学校図書館の活性化などによる言語活動の充実等を通して、川崎に育つ子どもに将来の夢を育む教育を展開していきたいと考えています。

《重点施策5 安全・安心で快適な教育環境を創る》

全国的に学校施設の耐震性の確保が喫緊の課題となる中、本市では、学校で子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる教育環境整備を行うことを重要な課題と考え、これまで計画的に学校施設の耐震化に取り組んできた結果、全ての校舎の耐震化の目処がついている状況となっています。一方、本市の学校施設においては、老朽化の影響が見られ始める20年を経過した建物が約7割を占めており、今後は、これまでの建て替え中心の施設整備から、改修による再生整備へ手法の転換を図り、早期かつ効率的に教育環境の改善を図るとともに、長期的な視点による施設マネジメントを行う必要があると考えています。また、本市では生活利便性の向上に伴い、子育て世代の増加が続いており、特定の地域で集中的に児童生徒数が増加している状況等に的確に対応していく必要があると考えています。

《重点施策6 共に学び、楽しみ、活動する生涯学習社会を創る》

地域社会においては、少子高齢化や都市化などによりさまざまな課題が生まれており、地域の人たちが、自分たちの地域について自ら考え、創っていくことを支えるための方策や、退職を迎え地域に帰ってくる団塊の世代や高齢者の方々の地域回帰への支援に対して、どのような生涯学習環境を整えていくかということが重要な課題となっています。「個性豊かで活力に満ちた地域社会」を創造していくためには、地域づくりも、それぞれの地域の特徴を持って進められることが必要と考えています。そのためには、さまざまな職業経験、知識、技能を持つ人たちが学習の成果を活かして地域社会に貢献できる仕組みを整えることなどにより地域の教育力の向上をめざし、市民の手による市民主体の生涯学習社会の創造に取り組む必要があると考えています。

教育委員会としては、これらの教育の課題・問題に対して、これからの3年間（平成23年度から平成25年度）に具体的に対応していくため、次の6つの新たな重点施策を策定し、今後この新たな重点施策を基にそれぞれの取組を進めていきたいと考えています。

新・重点施策（平成23年度～平成25年度）

重点施策1 共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む

- ・ 生命の尊さや価値を知り、お互いの存在を尊重できる、こころ豊かな子どもたちを育てることに取り組みます。

重点施策2 地域の中の学校を創る

- ・ 地域の中の学校づくりをめざして、地域との連携を進めるとともに、学校の抱える問題に対し、きめ細やかに対応する仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 学校がそれぞれの特性を活かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりに取り組みます。

重点施策3 学校の教育力を高め、確かな学力を育成する

- ・ 教職員が自らの力を伸ばして学校の教育力を高めることなどにより、子どもたちが「確かな学力」を身に付けられるよう取り組みます。

重点施策4 「まち」の強みを活かして川崎に育つ子どもに将来の夢を育む

- ・ 本市の地理的、歴史的、文化的特長など「まち」の強みを活かした教育を推進し、子どもたちに将来の夢を育みます。

重点施策5 安全・安心で快適な教育環境を創る

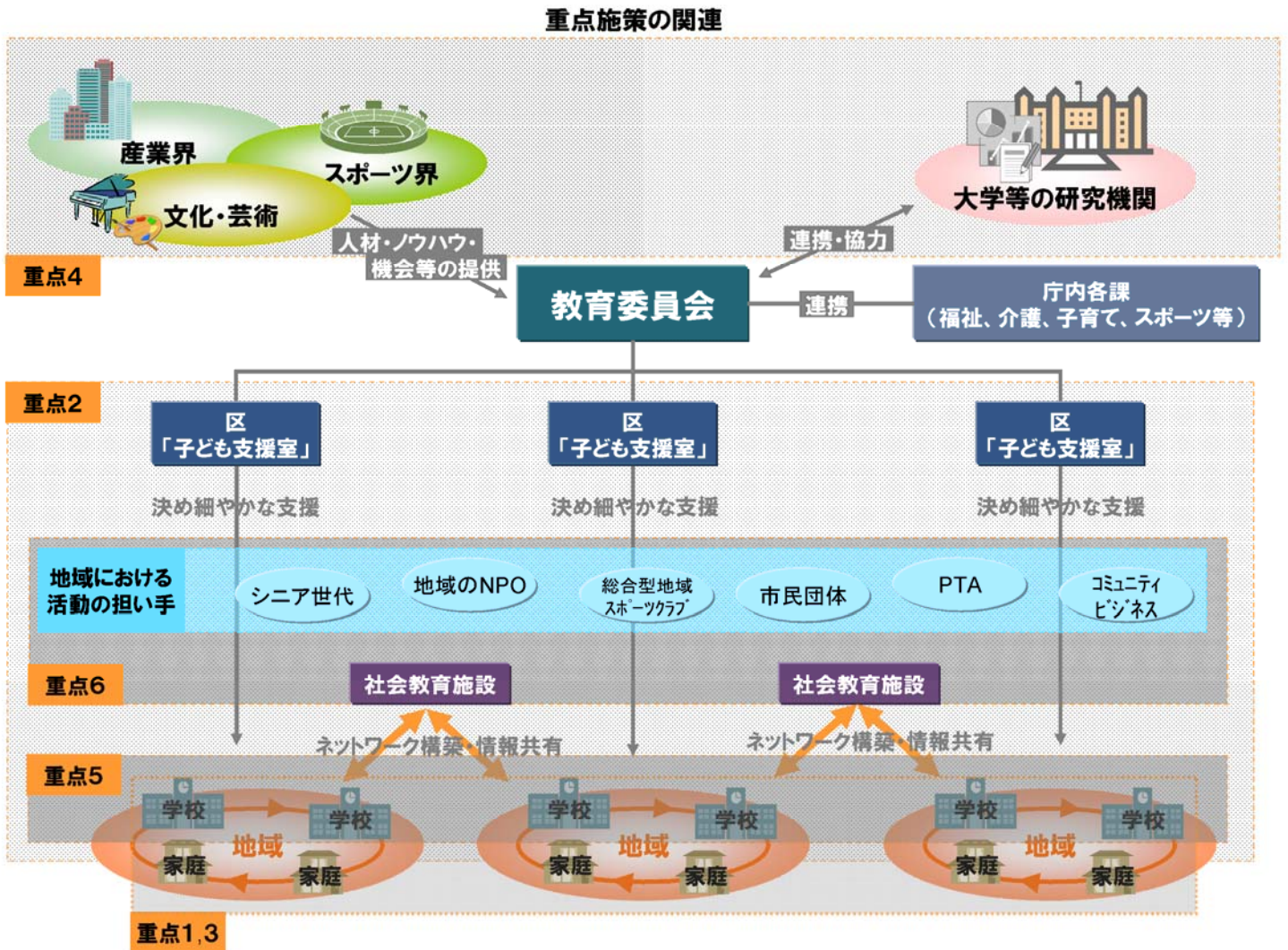
- ・ 安全・安心で快適な環境の中で学ぶことのできる、安全性や機能性の高い学校づくりに取り組みます。

重点施策6 共に学び、楽しみ、活動する生涯学習社会を創る

- ・ 学びの成果を活かして地域の教育力を育む、市民主体の生涯学習社会づくりに取り組みます。

(参考) 重点施策の関連

6項目の重点施策の関連、位置づけは下図の通りです。それぞれの重点施策が連携し、一体となってプランを推進します。



新・重点施策について

1 共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む

【背景・目的】

子ども同士が互いに関わり合う中で、他者を大切な存在と認め、また、自分も他者から認められているという実感をもてる環境の中でこそ、子どもたちは自分らしさを発揮しながら育つことができます。

これからの社会は、社会の構成員同士が、多様な価値観を認めあい、互いに支えあい、高めあって共生していく社会となっていくことが必要です。学校教育においても一人ひとりの子どもの教育的ニーズを把握し、個々の思いに寄り添いながら、子ども同士や子どもと周囲の関わり合いを支えていく必要があります。本市ではこれまで、このような社会の実現に向けて「いのち・こころの教育」「人権尊重教育」を全ての教育活動の基盤に位置付けながら、子どもたちの「生きる力」を育む教育を行ってきました。

一方、「平成 21 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、川崎市における不登校の出現率は小学校 0.25%、中学校 4.05%であり、全体としてやや減少傾向にあるものの、依然として小中学校で合計 1,200 人以上の不登校児童生徒が出現しており、未然に防止するためには相談体制を充実し、不安や悩みの解消を図るとともに、不登校の子どもたちの態様に応じた対策が必要です。また、いじめ問題は、その態様が年々変容しており、偽装化、巧妙化等が進んで見えにくくなっていくほか、パソコンや携帯電話の普及に伴う新たな課題も生じており、対応の充実が必要です。

また、特別支援学校や特別支援学級においては、児童生徒が増加しているとともに障害の重度重複化、多様化が進み、教職員の専門性の向上や、適切な教育環境の整備が課題となっています。

さらに、文部科学省の全国調査で、6.3%といわれる小中学校等の通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒への対応が年々大きな課題となっており、子どもたちや担当する教員、学校を支援する体制の整備が必要となっています。さらに、海外帰国・外国人児童生徒等が増加する中で、学校生活への適応支援や学習支援を充実させることが求められています。

本重点施策では、こうした課題への取組を一層充実して、生命の尊さや価値を知り、お互いの存在を尊重できる、こころ豊かな子どもたちを育てます。この取組によって、いじめや不登校などの喫緊の課題への対応を図るとともに、障害の有無、国籍等に関わらず、全ての子どもたちが、いきいきと個性を発揮できる教育をめざします。

【内容】

こころ豊かな子どもたちを育む基盤として、全ての教育活動の中で「いのち・こころの教育」、「人権尊重教育」、「子どもの権利学習」を引き続き推進するとともに、多様な価値観を尊重する姿勢を育む「多文化共生教育」を推進します。

いじめへの対応としては、いじめを生まない環境づくりに努めて、未然に防止することを引き続き重視していくとともに、いじめは人間関係に起因する問題であり、どの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであり、だれもが被害者にも加害者になり得るものであるということを十分認識し、子どもからのサインを見逃さずに早期発見に努め、いじめは絶対に許されないという意識を一人ひとりの児童生徒に徹底させるとともに、適切な対応を図るための体制づくりが必要です。

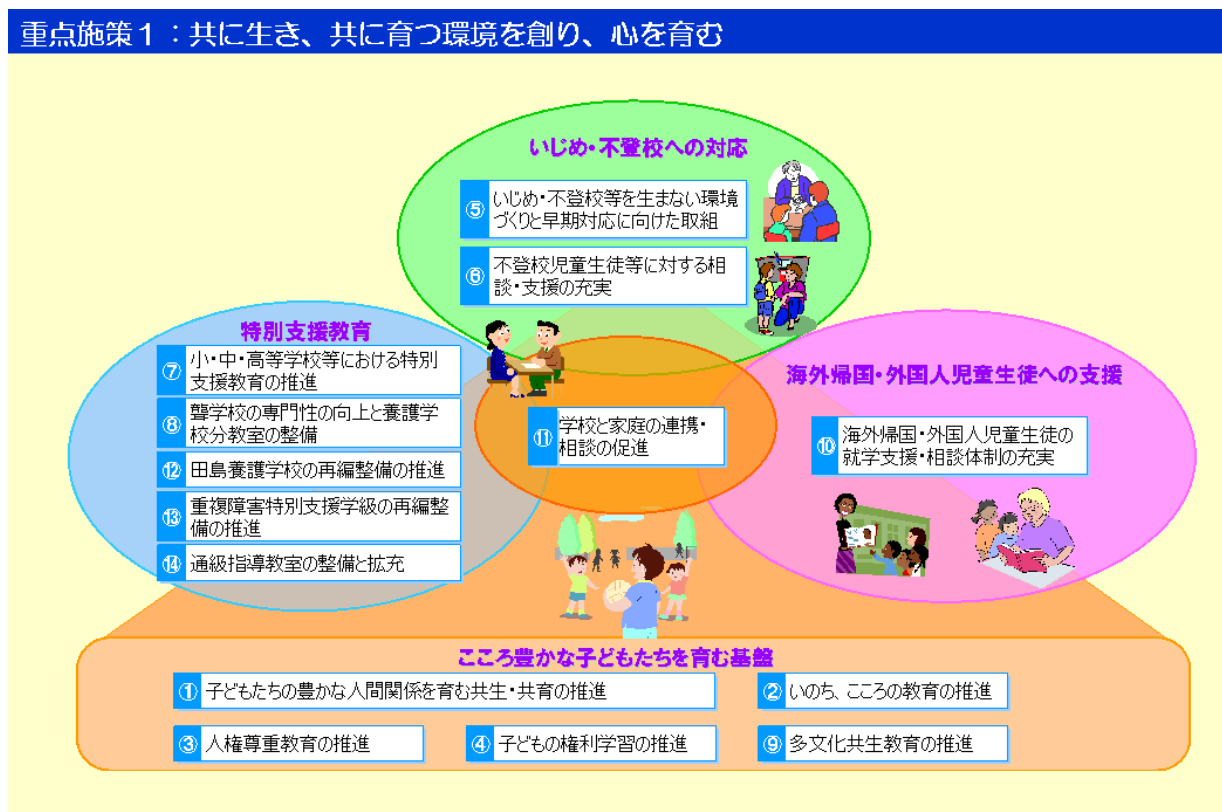
不登校対策としては、不登校状態の子どもたちの学校への復帰支援や、社会性を育むための居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」などをさらに充実していく必要があります。また、不登校を未然に防ぐため、日々の指導の中で子ども同士の関わり合い、高め合いを大切にした学級経営の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談体制の充実を図るなど、児童生徒一人ひとりに対して、きめ細やかな対応を行っていきます。

障害のある子どもたちへの対応としては、教職員の専門性の向上やサポートノート（個別の教育支援計画）の効果的活用を図るとともに、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす専門的な教育環境の整備に向け、聾学校の改修、市立養護学校分教室新設、田島養護学校の再編整備に取り組みます。また、重複障害特別支援学級については、それぞれの学校状況に応じて市立養護学校の分教室（又は分校）化に向けた準備や、実践研究を踏まえた方向性の再検討に取り組みます。

さらに、通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもたち（LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等）に対する支援体制の充実をめざし、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備、巡回相談員・巡回指導員・特別支援教育サポーターによる学校支援の充実や通級指導教室の拡充等に取り組みます。

また、増加する海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制についても充実を図ります。

重点施策1：共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む



【展開する事業】

① 子どもたちの豊かな人間関係を育む共生・共育の推進

学校におけるいじめ・不登校問題を未然に防止するため、子どもたちの人間関係づくりをサポートする「かわさき共生＊共育プログラム」の推進や、いじめ・不登校を生まない学級づくりに向けて、教職員の指導力向上をめざした取組や学校における登校支援体制の充実を図る取組を推進します。また、インターネット上での「けいじ板」や「ブログ」「プロフ」等での誹謗中傷、ケータイゲームサイトでのトラブルなど、ネットいじめを含む児童生徒のトラブルへの対応は大きな課題であり、「インターネッ

ト問題相談窓口」による子どもたちのインターネット問題に対する相談対応と未然防止の取組の一層の充実を図ります。

② いのち、こころの教育の推進

子どもたちが自己肯定感を高め、自尊感情や自信を持って生きていく姿勢や、他者を尊重する姿勢を育みます。また、読書活動やさまざまな体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪を判断する力、基本的な生活習慣・行動規範などが身に付くように家庭や地域と連携した取組を推進し、社会の一員としてのあり方を身につけた子どもを育てます。

③ 人権尊重教育の推進

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえて、子どもたち一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるように人権尊重教育を推進します。

④ 子どもの権利学習の推進

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえて、さまざまな教育活動の中で、子どもたち自身が自らの権利について理解し、成長できるよう子どもの権利学習を推進します。また、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域の連携による子どもの権利保障を推進します。

⑤ いじめ・不登校等を生まない環境づくりと早期対応に向けた取組

教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による適切な相談機関、区役所の保健・福祉関係部署等との連携など、いじめ・不登校等に対する相談機能を充実させ、未然防止・早期発見・適切な対応を図ります。また、いじめ・不登校等に対して学級担任だけで抱えこまず、組織的に対応する校内体制づくりと、いわゆる「中1ギャップ」への対応など小学校と中学校間の連携を推進します。

⑥ 不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実

不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや学習活動、体験活動、グループ活動等を組織的、計画的に行う適応指導教室「ゆうゆう広場」の充実を図ります。また、児童相談所やNPO法人、フリースペースなどの関係機関と児童生徒の在籍校との連携により、子どもたちへの多様な教育機会の提供や相談機能の充実を図ります。

⑦ 小・中・高等学校等における特別支援教育の推進

従来の障害児教育の対象だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等を含めて特別な教育的ニーズのある子どもたち一人ひとりの特性に応じた適切な支援が行われるよう、小・中・高等学校における特別支援教育コーディネーターの力量の向上を図り校内の相談支援体制の充実に努めるとともに、特別支援教育サポーターや巡回相談員等の学校支援体制の充実と効率化を図ります。

⑧ 聾学校の専門性の向上と養護学校分教室の整備

障害のある児童生徒の増加傾向への対応と、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす専門的な教育の充実に向け、市立聾学校の施設改修や補聴システムの整備に取り組むとともに、職業教育に重点をおいた市立養護学校分教室の整備に向けて取り組みます。

⑨ 多文化共生教育の推進

「川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、外国人市民や異なる文化的背景の中で育った子どもたちが自分たちの文化に対する自尊感情を育むと同時に、全ての子どもたちが異文化を理解し、尊重することで、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育みます。

⑩ 海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実

海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び学校生活への適応等心のケアを図るために、日本語指導等協力者の派遣を充実します。また、区役所等と連携した就学相談や児童生徒・保護者のニーズに応じた進路・進学相談の体制を充実します。

⑪ 学校と家庭の連携・相談の促進(再掲)

区役所のこども支援室と協働して、保健福祉センターをはじめとする相談・支援機関との連携をさらに強化し、家庭・地域を含めたトータルなこども支援を推進します。

また、障害のある子どもたち（特別な教育的ニーズのある子どもたちを含む）に対して、「個別の教育支援計画（サポートノート）」を活用し、子どもの心身の状態や教育的ニーズ、学習状況、学校生活の状況、友人関係などについて、学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、子育てや教育に関する保護者からの相談の機会を充実させます。

⑫ 田島養護学校の再編整備の推進

田島養護学校の児童生徒の増加に適切に対応するため、旧東桜本小学校を活用し小・中学部として整備するとともに、現位置には高等部の整備を進めます。また、障害の重度重複化、多様化に対応し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「知肢併置特別支援学校」として再編整備し、より専門的で充実した教育環境を整えます。

⑬ 重複障害特別支援学級の再編整備の推進

大戸小学校と稲田小学校の重複障害特別支援学級については、重複障害児童に応じたきめ細やかな教育と通常の学級児童との交流の充実を図るため、市立養護学校の分教室（または分校）化に向けた準備を進めます。また、さくら小学校については、特別支援学級の研究校と位置づけ、多様な障害児童に対する効果的な教育及びあり方についての実践研究を進め、その成果を踏まえ改めて再編の方向性を検討します。

⑭ 通級指導教室の整備と拡充

北部地区中学校における情緒関連通級指導教室の新設に向けた取組を進めます。また、通級指導教室の狭あい状況の解消、再編整備に向けた取組を進めます。

【主な取組の概要】

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
①子どもたちの豊かな人間関係を育む共生・共育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「かわさき共生＊共育プログラム」の実践 ○「インターネット問題相談窓口」による対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○「かわさき共生＊共育プログラム」実践の継続など、子どもたちの豊かな人間関係づくりに向けた取組の充実 ○「インターネット問題相談窓口」による対応 ○いじめ・不登校の未然防止に向けた取組の推進
②いのち、こころの教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の充実、体験活動（自然、社会、文化芸術等）やいのちの大切さに触れる活動の展開と充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 ○豊かな心を育むことをめざした自然・社会文化芸術等、体験活動の充実

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
③人権尊重教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○人権・同和教育、外国につながる子どもたちへの教育に関する研修・啓発等の実施 ○「かわさきKタイム」の活用など人権に係る参加・体験型学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権・同和教育、外国につながる子どもたちへの教育に関する研修・啓発等の実施 ○「かわさきKタイム」の活用など人権に係る参加・体験型学習の実施
④子どもの権利学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの権利学習資料」の検討・作成・配布 ○子どもの権利学習派遣事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの権利学習」の充実に向けた検討や、検討を踏まえた資料作成の実施・配布 ○子どもの権利学習派遣事業の実施
⑤いじめ・不登校等を生まない環境づくりと早期対応に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーと学校巡回カウンセラーの配置 ○フレンドシップかわさき事業の展開 ○スクールソーシャルワーカーの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーと学校巡回カウンセラーの配置 ○フレンドシップかわさき事業の展開 ○スクールソーシャルワーカーの配置拡充
⑥不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○適応指導教室（ゆうゆう広場）の運営及び整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○適応指導教室（ゆうゆう広場）の増設に向けた取組
⑦小・中・高等学校等における特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育サポーターの配置（100人分） ○特別支援学校や特別支援学級における「サポートノート」（個別の教育支援計画）の普及（100%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育サポーターの配置拡充 ○効果的な支援及び研修体制の再構築 ○通常の学級における特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し「サポートノート簡易版」（個別の教育支援計画）の普及
⑧聾学校の専門性の向上と養護学校分教室の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○聾学校の専門性の向上に向けた施設改修・備品整備 ○養護学校分教室の設置に向けた施設改修・備品整備 ○養護学校分教室の設置に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○聾学校の専門性の向上に向けた施設改修・備品整備 ○聾学校専門学科の改編に向けた準備・備品整備 ○職業教育を中心とした養護学校分教室の充実に向けた施設改修・備品整備 ○聾学校と養護学校分教室のあり方に関する検討
⑨多文化共生教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○民族文化講師ふれあい事業の実施 ○民族文化講師ふれあい事業多文化交流会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○民族文化講師ふれあい事業の実施 ○民族文化講師ふれあい事業多文化交流会の実施による、各学校の事業実施内容の充実

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
⑩海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語指導等協力者派遣事業（一人あたり8か月の保障） ○総合教育センターカリキュラムセンターを中心とした区教育担当と連携した相談体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語指導等協力者派遣事業の拡充 ○中学校3年生を対象とした学習支援の充実 ○総合教育センターカリキュラムセンターを中心とした区教育担当と連携した相談体制の充実
⑪学校と家庭の連携・相談の促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談事業の実施 ○区役所の保健福祉分野と連携した総合的なこども支援体制づくり ○「個別の教育支援計画（サポートノート）」の作成と特別な教育的ニーズのある児童生徒への相談・支援体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談事業の充実 ○スクールソーシャルワーカーを中心に、区役所の保健福祉分野と連携した児童生徒の問題解決に向けた相談体制の充実・強化 ○「個別の教育支援計画（サポートノート）」の活用の推進と特別な教育的ニーズのある児童生徒への相談・支援体制の充実
⑫田島養護学校の再編整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○再編整備方針の策定 ○再編整備基本構想の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○田島養護学校の基本・実施設計 ○田島養護学校高等部の改築 ○田島養護学校の小中学部の大規模改修
⑬重複障害特別支援学級の再編整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○再編整備検討委員会による重複障害特別支援学級の今後のあり方の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○大戸小・稲田小の重複障害特別支援学級の養護学校分校又は分教室化に向けた教育課程の検討及び施設整備の推進 ○さくら小における、多様な障害児童の特別支援学級としての研究と将来の方向性の検討
⑭通級指導教室の整備と拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○各区小学校（情緒障害等）への施設整備 ○南部・中部地区中学校（情緒障害関連）への施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校通級指導教室の狭あい解消に向けた再編整備 ○北部地区中学校の情緒関連通級指導教室の新設

2 地域の中の学校を創る

【背景・目的】

学校は、これまでもさまざまな形で地域社会の支えを受けながら運営されてきました。また、学校はコミュニティの核として、地域における人々の拠りどころになってきました。

地域社会における人と人との結びつきの希薄化が指摘される一方で、地域における安全・安心をどのように確保していくか、あるいは、本格的な高齢社会を迎えた中で、地域で高齢者をどのように支えていくか等、地域社会における支え合いが今ほど必要とされている時代はありません。

子どもたちは、学校では「児童」「生徒」と呼ばれていますが、当然のことながら地域の「子ども」でもあり、地域社会の支えのなかで、さまざまな人々との交流を重ねながら育ち、育てられてきました。したがって、子どもたちが抱えているさまざまな問題を解決していくためには、家庭や地域住民と学校がそれぞれの役割・責任を果たしつつ、緊密な連携を図りながら、取組を進めていくことが何よりも重要かつ不可欠です。

こうした考え方にに基づき、本市ではこれまでも学校教育推進会議や地域教育会議など、地域と学校が協働する取組を積極的に推進してきており、地域と学校の連携の基盤や経験が蓄積されていることは、優れた財産と言えます。

また、子どもたち一人ひとりのよさを生かし、可能性を發揮できる教育を行うためには、各学校が子どもや地域の実態等を踏まえ、保護者や地域の方々の意向を汲みながら創意工夫し、特色ある学校活動を展開することが大切です。

学校や教職員の創意工夫のもとで、各学校が特性を活かし、特色ある教育活動を展開することによって、子どもたち一人ひとりの個性に応じた教育を行うことが可能となり、子どもたちはそれぞれの個性を活かしながら、自らの可能性を追求することができます。

本重点施策では、地域の中の学校づくりをめざして、蓄積されてきた基盤や経験を活かし、これまでの取組をさらに進めるとともに、地域との連携を一層緊密なものとし、学校の抱える課題に対して、きめ細やかに対応していきます。また、各学校がそれぞれの特性を活かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進するために、児童生徒の状況や保護者・地域の方々のニーズなどを把握して、それを踏まえて各学校が創意工夫するための施策の推進や、教育の内容や結果の評価・公表に取り組みます。

【内容】

平成20年度に各区役所に設置された「こども支援室」を中心に、区における子ども関連施策が総合的に推進されるようになってきています。

教育に関しても、区・教育担当を中心に、区役所の保健・福祉関係部署等との連携を図るとともに、地域人材等を活用して、区内の学校が抱えるさまざまな課題・問題へ対応していきます。

また、学校・家庭・地域が一体となって、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティ・スクールについては、各区のパイロット校として、その研究成果を区内の学校に周知し教育活動の活性化を図るとともに、従来から取り組んできた学校教育推進会議や中学校区地域教育会議との連携をより一層強化することで、学習活動や課外活動などの教育活動が効果的なものになり、子どもたちの個性が輝く学校づくりが進められるようになります。さらに、地域固有の人材や商店、企業等の協力を得ながらキャリア教育を進め、子どもたちの勤労観、職業観を育成します。そのためには、学校教育推進

会議や中学校区地域教育会議等の活性化を図ることも大切になります。

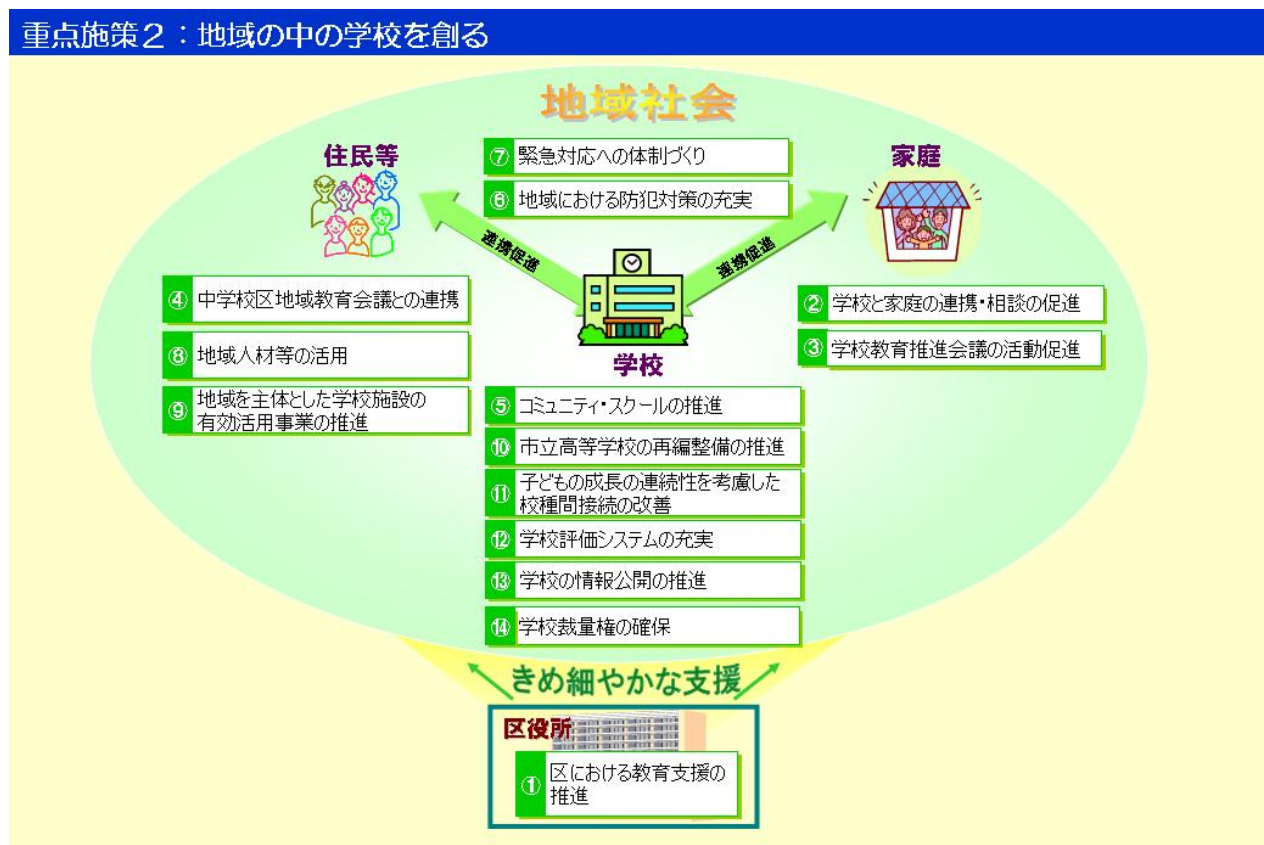
このような取組によって築かれた基盤の上で、通学路の安全確保や地域の防犯推進など安全・安心な環境づくりなどを推進します。

さらに、市民が学び、活動する環境を創るため、校庭、体育館、プール、特別教室等の学校施設を生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効に活用します。また、地域主体の管理による地域の活動拠点の整備を推進します。

特色ある教育活動を推進するための仕組みとしては、学校相互の教員の公募や、各学校の予算を一定のルールの下に学校が決めることができるようにするなど、人事や予算等における学校の裁量権を確保することで、各学校の特色を活かした魅力ある学校づくりを推進し、子どもたちの個性や創造性を伸ばす環境を創ります。

学校のこうした取組を保護者や地域の方々とともに進めるために、学校の情報公開をより一層推進するとともに、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして、学校の自己評価を一層充実するとともに、学校関係者評価の充実にも取り組みます。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学校種間や学校間の連携・接続を改善、強化することで、子ども一人ひとりの状況や特性を共有するなど、成長の連続性を考慮した広い視野に立つ教育活動の展開を図ります。



【展開する事業】

① 区における教育支援の推進

各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら学校運営に対する支援、地域との連携による安全・安心な環境づくり、学校施設等の地域管理の推進、教育相談への的確な対応など、区にお

ける学校と地域社会の連携強化や学校現場へのきめ細やかな対応を進めていきます。

② 学校と家庭の連携・相談の促進

区役所のこども支援室と協働して、保健福祉センターをはじめとする相談・支援機関との連携をさらに強化し、家庭・地域を含めたトータルなこども支援を推進します。

また、障害のある子どもたち（特別な教育的ニーズのある子どもたちを含む）に対して、「個別の教育支援計画（サポートノート）」を活用し、子どもの心身の状態や教育的ニーズ、学習状況、学校生活の状況、友人関係などについて、学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、子育てや教育に関する保護者からの相談の機会を充実させます。

③ 学校教育推進会議の活動促進

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」の第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、多くの子どもや保護者、地域関係者の意見を聞いていきます。

④ 中学校区地域教育会議との連携

中学校区地域教育会議の活性化を図るとともに、学校と中学校区地域教育会議が連携し、地域の人材や教育資源に関する情報収集を行うなど、地域の教育力を活かした学校の教育活動を行います。

⑤ コミュニティ・スクールの推進

各区に設置した、学校・家庭・地域が一体となって地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティ・スクールの取組成果を区内の学校に周知し教育活動の活性化を図ります。

⑥ 地域における防犯対策の充実

地域における防犯への取組として、PTAや地域等との連携により、登下校時の安全指導や地域巡回、危険箇所の点検などを行います。

また、併せて児童生徒等への防犯意識の啓発について、さまざまな機会を通じて実施していきます。

⑦ 緊急対応への体制づくり(再掲)

重大な事件・事故・災害に際して、医療的観点も含めた子どもの心のケアに取り組みます。

また、学校施設は子どもを含む地域の方々の方々の集まる施設であるため、緊急時の救急処置を行えるようにAED（自動体外式除細動器）を整備するとともに、使用するための研修等も実施します。

⑧ 地域人材等の活用

地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブなどを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

⑨ 地域を主体とした学校施設の有効活用事業の推進

市民が学び、活動する環境を創るため、校庭、体育館、プール、特別教室等の学校施設を生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効に活用します。また、地域主体の管理による地域の活動拠点の整備を推進します。

⑩ 市立高等学校の再編整備の推進

「市立高等学校改革推進計画」に基づき、川崎高等学校を併設型の中高一貫教育校及び二部制定時制課程を有する学校へ再編し、社会状況の変化に伴う生徒や保護者の幅広いニーズに応える学校づくりをめざした市立高等学校の再編整備を推進します。

⑪ 子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、中学校教員の教科の専門性を活かした小学校における学習指導、教員の交流を活かし

た児童生徒指導や一貫した相談支援体制等を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた指導や教育を推進します。特に、小・中学校間連携については、連携教育推進協議会を設置して一層の充実を図ります。

⑫ 学校評価システムの充実

学校運営、教育活動について、教職員自らの自己評価の充実を図るとともに、子どもや保護者、地域の方々等の意見を取り入れるため、既存の学校教育推進会議を活用するなど、学校関係者評価を実施し、組織的、継続的に学校の改善を図れる仕組みづくりを行い、「開かれた学校づくり」を積極的に推進します。

⑬ 学校の情報公開の推進

学校評価システムを十分に機能させ、学校の自己評価、学校関係者評価の充実を図るとともに、保護者や地域の方々の教育活動への参加や参画を一層促進するため、授業の公開や学校経営計画や評価結果の公表などを積極的に行います。

⑭ 学校裁量権の確保

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるため、各校の特色や学校経営計画に沿った教員を、学校相互で公募する制度を実施するとともに、各学校の予算を一定のルールの下に学校で決めることができるようにするなど、人事や予算等における学校の裁量権を確保します。

【主な取組の概要】

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
①区における教育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○区における教育体制の整備・推進 ○スクールソーシャルワーカーの配置 ○各区に「区・学校支援センター」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○区における教育支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①学校運営全般に対する支援 ②学校間及び学校と地域の連携強化 ③地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ④学校施設の有効活用の推進 ○スクールソーシャルワーカーの配置拡充 ○「区・学校支援センター」による取組推進
②学校と家庭の連携・相談の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談事業の実施 ○区役所の保健福祉分野と連携した総合的なこども支援体制づくり ○「個別の教育支援計画（サポートノート）」の作成と特別な教育的ニーズのある児童生徒への相談・支援体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談事業の充実 ○スクールソーシャルワーカーを中心に、区役所の保健福祉分野と連携した児童生徒の問題解決に向けた相談体制の充実・強化 ○「個別の教育支援計画（サポートノート）」の活用の推進と特別な教育的ニーズのある児童生徒への相談・支援体制の充実

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
③学校教育推進会議の活動促進	○学校教育推進会議の全校実施	○学校教育推進会議の活動促進
④中学校区地域教育会議との連携	○中学校区地域教育会議と連携した、地域人材を活用した教育活動の実施	○中学校区地域教育会議と連携した、地域人材を活用した教育活動の推進
⑤コミュニティ・スクールの推進	○コミュニティ・スクールの運営（新規4校、計8校） ○取組成果の活用と他の学校への周知	○コミュニティ・スクール（計8校）の運営 ○取組成果の活用と他の学校への周知推進
⑥地域における防犯対策の充実	○スクールガード・リーダーの配置16人 ○地域交通安全員の配置67箇所	○スクールガード・リーダーの配置拡充 ○地域交通安全員の配置
⑦緊急対応への体制づくり（再掲）	○心の緊急支援チームの運用 ○市立全校にAED（自動体外式除細動器）の配備完了	○心の緊急支援チームの運用 ○AEDの維持管理 ○校外活動等に携行する貸出用AEDの配備
⑧地域人材等の活用	○学校ボランティアの活用を図るためコーディネーターを配置し、学校の教育活動を支援	○教育ボランティアコーディネーターの配置・活動の充実
⑨地域を主体とした学校施設の有効活用事業の推進	○土日・夜間などの地域を主体とした学校施設（校庭・体育館・プール・特別教室等）の管理及び有効活用の推進及び整備 ○有効活用に向けた学校施設の整備 ○受益者負担の検討	○土日・夜間などの地域を主体とした学校施設（校庭・体育館・プール・特別教室等）の管理及び有効活用の推進及び整備 ○有効活用に向けた学校施設の整備 ○受益者負担の導入に向けた検討
⑩市立高等学校の再編整備の推進	○川崎高校及び附属中学校整備基本構想、基本・実施設計	○整備着手（H23）
⑪子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善	○全小中学校に「連携教育推進協議会」を設置 ○カリキュラム開発研究校における連携教育の研究（各区1中学校区）	○「連携教育推進協議会」を中心とし、地域の特色や学校の実態に即した小中連携教育の推進 ○カリキュラム開発研究校における連携教育の研究（各区1中学校区）
⑫学校評価システムの充実	○全校で学校評価を実施 ○学校ホームページ等による評価結果の公表	○学校評価を活用した保護者・地域住民との連携協力による学校改善への取組推進 ○学校ホームページ等による評価結果の公表

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
⑬学校の情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○全市立学校がホームページをインターネット公開（177校） ○学校経営計画や評価公開校（57校） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校ホームページの内容充実、更新促進 ○学校経営計画や評価の内容充実、公開校数の拡大
⑭学校裁量権の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教員公募制の実施 ○学校裁量による予算配当の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員公募制の推進 ○学校裁量による予算配当の推進



スクールガード・リーダーによる登下校の見守り



地域の人から教わる箸置きづくり

3 学校の教育力を高め、確かな学力を育成する

【背景・目的】

子どもたちはそれぞれの個性を活かしながら、自らの可能性を追求し、日々、成長するものであり、学校は、子どもたち一人ひとりが、自己実現を図りつつ、豊かな人生を送るための基盤を形成する場です。

少子高齢化、グローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む変化の激しい社会において活動し、活躍するためには、基礎的な知識や技能の習得はもとより、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を身に付け、生涯にわたって主体的に学習する意欲を高めていく「確かな学力」等、「生きる力」を身に付けていくことが重要です。

子どもたちの確かな学力を育成するためには、学校の教育力を絶えず向上させていくことが求められます。そのためには、個々の教員の指導力を高めていくとともに、その力を組織的に機能させる必要があります。しかし、現在、教員はさまざまな課題に取り組むことに多くの時間を要し、子どもたちに向き合う時間が十分に確保できない状況にあり、学校への支援の充実が求められています。

本重点施策では、教職員が自らの力を伸ばして学校の教育力を高めることなどにより、子どもたちが「生きる力」を身に付けられるよう、学校における教育課程や指導方法の工夫改善、組織体制の見直し・再構築を図るとともに、教員の指導力向上や多忙化の解消などに向け取り組めます。

【内容】

改訂された学習指導要領に基づき、本市として各教科等での指導方針を提示します。各学校では、運営計画や指導計画にめざすべき学力の育成を位置付けて、学習指導や児童生徒指導の中で具現化するよう、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動の内容の充実を図ります。また、その中で、少人数による指導やICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）の活用なども推進します。

各学校はこうした取組の状況や成果を定期的に評価する機会を学校評価のサイクルに位置づけし、継続的に改善を図ります。特に、学習の成果については、カリキュラムマネジメントにおける評価や学習状況調査等の結果を踏まえて、児童生徒の学習状況を的確に把握し、指導方法や教育課程がよりよいものになるよう努めます。

こうした取組を通じて、子どもたちは、基礎・基本、自ら学び・考える意欲や態度、思考力・判断力・表現力・コミュニケーション能力、健康・体力・望ましい食習慣などを身に付け、豊かな人生を送るための基盤としての能力を習得することができます。

一方、学校教育に対するニーズの多様化や業務範囲の拡大に伴う教員の多忙化が進む中で、教員のサポート体制を充実するとともに、学校事務の効率化に向けた取組を進めます。また、当面、多数の新規採用が見込まれる中で、優秀な教員を確保するとともに、学校や教員の優れた教育実践を普及・共有し、新規採用教員の研修を充実することにより、初任者等の育成を図ります。さらに、教職員同士の教え合い、学び合いを促進し、日常的な校内研修・授業研究を活性化する取組を推進していきます。こうした取組によって、各学校で教職員が教材・授業の研究を行う時間や子どもたちと向き合う時間を十分確保し、教員の授業力を中心として、各学校の教育力を高めていきます。

重点施策3：学校の教育力を高め、確かな学力を育成する



【展開する事業】

① 自ら学ぶ意欲、考える態度の育成

子どもたちが、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を発達段階に応じて行います。

② 言語活動の充実による授業改善

子どもたちの思考力・判断力・表現力等を向上させるため、確かな学力の基盤をなす言語活動を充実させるとともに、知識・技能等の活用を図る課題や学習場面の設定を重視します。

③ コミュニケーション能力の向上

言語活動の充実による確かな学力の育成に併せて、自分の考えをまとめて相手に分かりやすく説明することや、相手の表情を見て、相手の話を聞き理解するなど言語による子ども同士の交流を確かなものにして、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の一層の向上をめざした取組を展開します。

④ 「確かな学力」にかかる学習状況調査の実施・分析・活用

指導などに活かすため、学習状況調査を継続して実施し、子どもたちの学習状況を正しく把握し、以下の成果をめざします。

- ・ 学校や教員が子どもたちの学習状況を的確に把握することにより、指導方法や教育課程の検証・改善を図ります。
- ・ 子どもと保護者に学習状況を伝え、一人ひとりの子どもの学習に対する課題を明確にし、子どもが学習に取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善することに役立てます。
- ・ 教育委員会が各学校の教育課題をよりの確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することをめざします。

⑤ 読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底

子どもたちが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力など、各教科における揺るぎない基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。

⑥ 小学校等での外国語活動の推進

小学校における外国語活動は、子どもが実際に外国語を使ってコミュニケーションを図るという体験を通じて、言葉を通して人と関わることの楽しさや大切さ、難しさ等に気づき、積極的にコミュニケーションを図ろうとするコミュニケーション能力の素地を養うことをねらいとしています。そのために、教員の研修を充実させるとともに、外国語指導助手（ALT）の配置を拡充し、生きた英語に慣れ親しむ機会の確保に努めます。また、中学校、高等学校においても英語教育の充実を図ります。

⑦ 道徳・特別活動・総合的な学習の時間の内容の充実

道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの内容の充実を図り、生涯にわたって、自己実現を図り豊かな人生を送るための基盤の形成を図ります。また、外部の人材の協力も得ながら、さまざまな体験活動や探究活動を通して、豊かな心や学習意欲の育成を図ります。

⑧ 食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校給食や各教科等において、食育を計画的に推進します。このため、食に関する指導の全体計画の整備を推進します。また、学校、家庭、地域が連携を図りながら、子どもたちの望ましい食習慣の形成を図ります。

⑨ 少人数学級等の推進

学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の定着、望ましい集団づくりなど、小学校低学年に対する学習指導・児童指導を充実するために、よりきめ細やかな指導ができる体制づくりを推進します。

⑩ 少人数指導などきめ細やかな学習指導の推進

基礎・基本の確実な定着をめざし、課題別学習、習熟度別学習などの少人数指導等を学習内容や児童生徒の実態に応じて効果的に推進し、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めます。

⑪ 教育活動サポーター事業の推進

「わかる授業、個に応じた指導」を実現するため、外部人材を活用した学習支援など教育活動に対する支援体制を充実します。

⑫ 教職員に対する専門家等の支援

いわゆる学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対してNPO法人や関係機関との連携を図ります。

⑬ ライフステージに応じた教職員研修プログラムの実施

教職員が経験年数に応じてその能力を確実に高めていけるように、計画的な研修を実施し、内容の充実を図ります。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。

⑭ 初任者等研修の充実

教員としての資質・指導力を向上させ、本市教員としての自覚を高めさせるため、初任者等に対する研修を充実します。

⑮ 教職員の採用方法の改善

人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように採用試験の方法等を改善していきます。

⑯ 管理職登用制度の見直し

能力・実績を重視した選考を基本に意欲ある若手教員などからの管理職の登用を進め、活力ある学校

づくりを進めます。

⑰ 区における教育支援の推進(再掲)

各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら学校運営に対する支援、地域との連携による安全・安心な環境づくり、学校施設等の地域管理の推進、教育相談への的確な対応など、各区における学校と地域社会の連携強化や学校現場へのきめ細やかな対応を進めていきます。

⑱ 教員の授業力向上に向けた取組の推進

教職員同士の教え合い、学び合いを促進し、新学習指導要領の趣旨を踏まえた課題をテーマとした自主的な校内研究を積極的に推進するとともに、日常的な授業研究の活性化を図ることで、教員の授業力向上をめざします。さらに、校外研修で学んだ成果を自校の教職員にフィードバックするための校内研修等の機会の充実を図ります。また、優れた教育実践の教員を表彰するとともに、こうした実践を各学校へ普及させていきます。

⑲ スポーツ教育の推進(再掲)

体育系大学や地域スポーツ人材と連携して、子どもたちが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行い、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

【主な取組の概要】

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
①自ら学ぶ意欲、考える態度の育成	○家庭との連携を通して学習習慣の確立を図りながら、学びの定義、学びの実感を与え、意欲・態度を重視した授業展開の実施	○学習状況調査等の結果を活かした授業改善 ○家庭との連携等による学習習慣及び学習意欲の確立
②言語活動の充実による授業改善	○新学習指導要領の趣旨を踏まえ、思考や判断を必要とする課題・学習場面の設定を重視した授業展開の実施	○学習状況調査等の結果を活かした授業改善 ○新学習指導要領の趣旨を踏まえた言語活動の充実による指導の工夫・改善等、授業改善
③コミュニケーション能力の向上	○各教科等におけるコミュニケーションを重視した授業展開の実施	○言語による子ども同士の交流を確かなものにし、好ましい人間関係づくりが図られるよう各教科等におけるコミュニケーションを重視した授業改善
④「確かな学力」にかかる学習状況調査の実施・分析・活用	○学習状況調査の実施	○学習状況調査を踏まえた教育課程・指導方法改善の推進
⑤読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底	○新学習指導要領の趣旨を踏まえた、児童生徒の学習状況に応じた補充学習、発展学習の展開	○学習状況調査等の結果を活かした授業改善 ○新学習指導要領の趣旨を踏まえた基礎・基本の定着をめざした指導の工夫・改善

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度取組
⑥小学校等での外国語活動の推進	○外国語指導助手（ALT）等を配置 ○小学校外国語活動中核教育研修の実施 ○「英語ノート」の活用による指導の実施	○外国語指導助手（ALT）の配置による小学校等における外国語活動の充実 ○小学校外国語活動中核教員研修等の充実 ○「英語ノート」等の活用による指導の充実
⑦道徳・特別活動・総合的な学習の時間の内容の充実	○新学習指導要領の趣旨及び内容の周知	○新学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえた指導の実施
⑧食育の推進	○校内における食育推進のための組織づくり、年間指導計画の作成 ○学校・家庭・地域との連携による食育の啓発	○食に関する指導に係る全体計画、年間指導計画に基づく食育の推進 ○学校・家庭・地域との連携・協力体制の充実
⑨少人数学級等の推進	○小学校1年生の35人以下学級の実施	○国の動向を注視しながら、小学校低学年において、よりきめ細やかな指導ができる体制を推進
⑩少人数指導などきめ細やかな学習指導の推進	○課題別学習や習熟度別学習などの少人数指導の実施	○課題別学習や習熟度別学習などの少人数指導の実施
⑪教育活動サポーター事業の推進	○教育活動サポーターの小・中学校への配置	○教育活動サポーターの活用による、児童生徒へのきめ細やかな学習支援の充実
⑫教職員に対する専門家等の支援	○フレンドシップかわさき（不登校対策推進事業）の実施	○フレンドシップかわさき（不登校対策推進事業）の実施
⑬ライフステージに応じた教職員研修プログラムの実施	○研修体制及び内容の見直しと必修研修の充実	○教職員の資質・指導力向上をめざした研修の実施
⑭初任者等研修の充実	○初任者研修等指導員の配置による研修体制の整備	○教員としての資質・指導力向上をめざした初任者等研修体制の整備・充実
⑮教職員の採用方法の改善	○大学等における採用説明会の開催、地方試験（東北・九州）の実施	○大学等における採用説明会の開催、地方試験（東北・九州）の実施
⑯管理職登用制度の見直し	○チャレンジ教頭選考による登用	○チャレンジ教頭選考による登用

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度取組
⑰区における教育支援の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○区における教育体制の整備・推進 ○スクールソーシャルワーカーの配置 ○各区に「区・学校支援センター」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○区における教育支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①学校運営全般に対する支援 ②学校間及び学校と地域の連携強化 ③地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ④学校施設の有効活用の推進 ○スクールソーシャルワーカーの配置拡充 ○「区・学校支援センター」による取組推進
⑱教員の授業力向上に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○研究・研修の成果を活かした校内研修や研究授業の実施・授業力向上啓発リーフレットの作成 ○研究協力校における実践の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究・研修の成果を活かした校内研修や研究授業の充実 ○研究協力校における実践の拡充 ○校内授業研究の活性化
⑲スポーツ教育の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校体育授業への指導補助者の派遣 ○中学校運動部活動への外部指導者の派遣 ○中学校武道授業への指導補助者の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校体育授業への指導補助者の派遣 ○中学校運動部活動への外部指導者の派遣 ○中学校武道授業への指導補助者の派遣



外国語指導助手（A L T）による小学校での外国語活動



スイミングスクールコーチによる小学校での水泳指導

4 「まち」の強みを活かして川崎に育つ子どもに将来の夢を育む

【背景・目的】

現代は「個性」の時代であると言われる一方で、「共生」の時代であるとも言われます。子どもたちが自分の将来に対して夢を持ち、人生を豊かに健やかに歩めるようにするとともに、共生社会の一員として、積極的に社会参加、社会貢献しようとする資質・態度を育む教育が必要とされています。

また、音楽、美術、映像を鑑賞したり、スポーツに親しんだり、さまざまなジャンルの本の世界に浸ることなどにより、子どもたちの夢が生まれ、生活における心の潤いや豊かな人間性が涵養されると考えます。美しいものや優れたものに触れたときの大きな感動は、子どもの成長に欠かすことのできない貴重なものです。

本市においても、「研究開発都市」「スポーツのまち」「音楽のまち」「読書のまち」「映像のまち」など、情操教育に寄与する取組がさまざまな形で展開されています。

また、公害対策に先進的に取り組んできた本市における実績に基づく「環境技術」は世界に誇れるものであり、子どもたちがこのような個性と魅力あふれる川崎で社会参加・社会貢献を学びながら育つことで、環境技術のみならず医療や食料支援などのさまざまな分野で国際社会に羽ばたく素地を作る教育ができると考えます。

本重点施策では、各学校が川崎の地理的・歴史的・文化的特長を活かした教育を推進し、子どもたちが将来の夢や目標を持って学習や活動に取り組み、本市に対する誇りと愛着をもてるようにするとともに、将来の望ましい市民形成を図る教育の実現に向けた取組を進めます。

【内容】

川崎に育つ子どもに将来の夢を育むための仕組みとして、研究開発都市である本市の強みを活かし、技術者・研究者等による出前授業や、工場・研究施設の見学等を推進することにより、子どもたちの科学への興味・関心を一層高め、魅力ある理科教育を展開します。

また、体育系大学や地域スポーツ人材と連携して、子どもたちの体力向上等をめざすほか、スポーツの楽しさ、素晴らしさを感じられるようにします。

同様に、音楽大学や音楽家等との交流を通じて子どもたちが音楽の素晴らしさを味わい、豊かな感性と音楽を愛好する心情を育みます。

あわせて、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施される新たな学習指導要領を踏まえた言語活動充実のために、学校図書館コーディネーター等の活動や研修を充実させるなど「読書のまち・かわさき」事業をより一層推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。

さらに、地域の人材や商店、企業等の協力を得ながらキャリア教育の充実を図り、子どもたちの勤労観、職業観を育成するとともに、将来の夢を育みます。

重点施策4：「まち」の強みを活かして川崎に育つ子どもに将来の夢を育む



【展開する事業】

① 魅力ある理科教育の推進

技術者・研究者等による出前授業や、工場・研究施設の見学、「川崎サイエンスワールド」（神奈川県科学技術アカデミーと共同して作成した、本市が世界に誇れる先端科学技術を題材とした川崎市先端科学技術副読本）の活用等、研究開発都市である強みを活かした教育を推進します。

② 環境教育の推進

生物の多様性や持続可能な社会の構築を実現していくための態度や能力を育成するために、多摩川や雑木林、河口域の公園などの川崎の自然環境及び社会貢献活動を推進する企業の力を活かして、環境教育の推進を図ります。

③ スポーツ教育の推進

体育系大学や地域スポーツ人材と連携して、子どもたちが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行い、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

④ 子どもの音楽活動の推進

ミュージア川崎や音楽大学、地域の音楽家等、市内の貴重な音楽教育資源を活用し、子どもの音楽の祭典やオーケストラ鑑賞等を実施することを通して、子どもたちの豊かな感性と生涯を通じて音楽を愛好する心情を育みます。

⑤ 読書のまち・かわさき関連事業の推進(再掲)

子どもから大人までが読書に親しめるよう、学校、家庭、地域でのさまざまな読書活動に取り組むことができる読書環境の整備を進めます。学校での朝読書・読み聞かせ等の取組の充実や学校図書館コーディネーター等の活用により学校図書館の活性化を図ります。

公共図書館では、学校図書館や大学図書館等との連携を進めるとともに、さまざまな施設等で再活用

図書の市民への提供等を実施します。さらに、学校図書館を活用した地域への図書の貸出事業についても市立図書館と連携し、全市的な視点をもった、地域における読書活動の支援に取り組みます。

⑥ 学校裁量権の確保(再掲)

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるため、学校の特色や学校経営計画に沿って、教員を公募する制度を実施するとともに、各学校の予算を一定のルールの下に学校で決めることができるようにするなど、人事や予算等における学校の裁量権を確保します。

⑦ 商店街や企業等との連携による職業体験活動(就労体験)の推進

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、また、商品や技能を活用した出前講座などを実施することを通して、子どもたちに社会性や望ましい職業観、勤労観等の意識を育んでいきます。

【主な取組の概要】

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
①魅力ある理科教育の推進	○技術者・研究者等による出前授業や、工場・研究施設の見学等の実施など川崎の特色や地域の人材を活用した理科教育の実施 ○全校の小学校5・6年生の理科授業に理科支援員を配置	○技術者・研究者等による出前授業や、工場・研究施設の見学等の実施など川崎の特色や地域の人材を活用した理科教育の充実 ○全校の小学校5・6年生の理科授業に理科支援員を配置
②環境教育の推進	○環境教育の教育課程への位置づけと推進	○家庭や地域、企業と連携した取組の充実 ○環境に配慮した実践活動の充実
③スポーツ教育の推進	○小学校体育授業への指導補助者の派遣 ○中学校運動部活動への外部指導者の派遣 ○中学校武道授業への指導補助者の派遣	○小学校体育授業への指導補助者の派遣 ○中学校運動部活動への外部指導者の派遣 ○中学校武道授業への指導補助者の派遣
④子どもの音楽活動の推進	○開かれた子どもの音楽活動、オーケストラ鑑賞、子どもの音楽の祭典を実施	○子どもたちの豊かな感性と生涯を通じて音楽を愛好する心情の育成 ○市内音楽大学と連携したジュニア音楽リーダーの育成



理科支援員による実験補助

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
⑤読書のまち・かわさき関連事業の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における朝読書・読み聞かせ・ブックトークの実施 ○小・中学校への図書館総合システムの導入 ○学校図書館コーディネーター各区3名の配置 ○図書ボランティア研修会の実施 ○公共図書館と大学図書館等との連携 ○学校図書館を活用した地域への図書貸出の実施 ○再活用図書の市民への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝読書・読み聞かせ・ブックトークの継続実施 ○図書館総合システムや学校図書館コーディネーターを活用した学校図書館の活性化 ○学校図書館コーディネーターの配置 ○図書ボランティア研修会の充実 ○公共図書館と大学図書館との連携の拡大 ○学校図書館を活用した地域への図書貸出事業の検証及び読書活動の支援の拡充 ○再活用図書の市民提供の拡大
⑥学校裁量権の確保（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○教員公募制の実施 ○学校裁量による予算配当の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員公募制の推進 ○学校裁量による予算配当の推進
⑦商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○職場体験学習の実施 ○中・高生の体験活動に関わる損害賠償保険の整備 ○企業等による出前講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○職場体験学習の推進 ○中・高生の体験活動に関わる損害賠償保険の加入 ○企業等による出前講座の推進



子どもの音楽の祭典「ジョイフルバンド」



読み聞かせグループによるおはなし会



学校裁量による特色ある学校づくり
 （「映像のまち・かわさき」と連携した映画制作活動）

5 安全・安心で快適な教育環境を創る

【背景・目的】

学校の施設・設備の安全性、機能性の向上や、学校の適正な規模や配置の実現により教育環境を高めることによって、児童生徒の学習活動、クラブ活動や学校行事及び部活動などの諸活動が、より活発で効果的なものになります。さらには、地域の方々による学校施設の活用が促進されて、市民の学びの場として、また、地域の拠点としての学校の機能を高めることにつながります。

本重点施策では、児童生徒はもとより、教職員、保護者、地域の方々も、安全・安心で快適な環境の中で過ごすことができるよう、安全性や機能性の高い学校づくりをめざします。また、良好な教育環境を確保するため、児童生徒の増加に的確に対応した教育環境の整備を行います。

【内容】

児童生徒だけではなく、教職員、保護者、地域の方々が安全・安心で快適な環境の中で過ごすことができるよう、学校施設の安全性、快適性、機能性を高めるための整備を計画的に実施していきます。安全性の面では、施設の改善だけでなく、学校施設内や通学路等において、子どもたちを見守ることや、緊急時に的確で素早い対応ができる体制づくりも同時に行っていきます。

一方、大規模住宅開発等による人口増加地域については、学校施設の整備や通学区域の検討などにより、良好な教育環境の確保に努めます。

以上のような取組によって、全ての学校が、児童生徒、教職員、保護者、地域の方々にとって、安全・安心で快適に活動できる場となるよう整備を進めるとともに、学校施設の効率的なマネジメントの実現をめざします。

重点施策5：安全・安心で快適な教育環境を創る

学校施設・教育環境の整備・充実

- ① 計画的な学校施設の整備
- ② 地域を主体とした学校施設の有効活用事業の推進
- ③ 児童生徒の増加に対応した教育環境の整備
- ④ 学校施設の効率的なマネジメント
- ⑤ 教育の情報化を推進するICT機器の整備



学校・地域の安全・安心の確保

- ⑥ 地域における防犯対策の充実
- ⑦ 緊急対応への体制づくり



【展開する事業】

① 計画的な学校施設の整備

地域と学校がともに利用できる、より安全・安心で快適な教育環境をめざして、改築・大規模改修等を行います。

② 地域を主体とした学校施設の有効活用事業の推進(再掲)

市民が学び、活動する環境を創るため、校庭、体育館、プール、特別教室等の学校施設を生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効に活用します。また、地域主体の管理による地域の活動拠点の整備を推進します。

③ 児童生徒の増加に対応した教育環境の整備

大規模な住宅開発に伴い、いわゆる「子育て世代」を中心に市外からの人口流入が続いており、児童生徒も増加傾向にあります。こうした児童生徒の増加を背景として、一部の学校では教室不足が生じるなど教育環境への影響が懸念されているため、校舎の増築等の施設整備による教室等の確保や通学区域の見直し、学校の分離新設について、全庁的な視点から検討と取組を進めます。

④ 学校施設の効率的マネジメント

長期的な視点による施設マネジメントを行うため、これまでの建て替え中心の施設整備から、改修による再生整備へ手法の転換を図り、早期かつ効率的に施設の長寿命化を図るとともに、教育環境の改善と環境対策を併せて推進します。また、施設の現状把握を進め、計画的な保全手法の導入に向けた取組を推進します。

また、学校トイレの環境改善整備やエレベータ設置によるバリアフリー化など、児童生徒が快適に学習に取り組める学習環境の整備を進めます。

⑤ 教育の情報化を推進するICT機器の整備

「教育の情報化推進計画」に基づき、ICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）機器整備や研修の充実を図り、情報活用能力の育成、指導力の向上、子どもとふれあう時間の確保をめざします。

⑥ 地域における防犯対策の充実(再掲)

地域における防犯への取組として、PTAや地域等との連携により、登下校時の安全指導や地域巡回、危険箇所の点検などを行います。

また、併せて児童生徒等への防犯意識の啓発について、さまざまな機会を通じて実施していきます。

⑦ 緊急対応への体制づくり

重大な事件・事故・災害に際して、医療的観点も含めた子どもの心のケアに取り組めます。

また、学校施設は子どもを含む地域の方々の方々の集まる施設であるため、緊急時の救急処置を行えるようにAED（自動体外式除細動器）を整備するとともに、使用するための研修等も実施します。

【主な取組の概要】

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
①計画的な学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽校舎の改築 上作延小工事着手 百合丘小工事着手 ○老朽校舎の大規模改修 大師小、川中島小、旭町小、東菅小工事着手 ○統合に伴う施設整備 さくら小工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ○改築 上作延小完成（H23年度） 百合丘小完成（H23年度） ○大規模改修 工事完了をめざし、事業の着実な推進 ○統合に伴う施設整備 さくら小完成（H23年度）
②地域を主体とした学校施設の有効活用事業の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○土日・夜間などの地域を主体とした学校施設（校庭・体育館・プール・特別教室等）の管理及び有効活用の推進及び整備 ○有効活用に向けた学校施設の整備 ○受益者負担の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○土日・夜間などの地域を主体とした学校施設（校庭・体育館・プール・特別教室等）の管理及び有効活用の推進及び整備 ○有効活用に向けた学校施設の整備 ○受益者負担の導入に向けた検討
③児童生徒の増加に対応した教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○武蔵小杉駅周辺地域の学校新設に向けた検討 ○子母口小の課題解決に向けた取組 ○校舎増築着工 今井小、末長小 ○学校拡張用地取得 はるひ野小・中、久地小、犬蔵小 ○児童生徒が増加している地域ごとの対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○武蔵小杉駅周辺地域の学校新設に向けた取組の推進 ○子母口小と東橋中の合築整備着工（H25年度） ○校舎改築着工 大谷戸小（H24年度） 上丸子小（H25年度） ○校舎増築着工 はるひ野小・中（H24年度） ○校庭等整備完了 久地小（H23年度） ○児童生徒が増加している地域ごとの対応の検討
④学校施設の効率的マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の維持補修の実施 ○既存学校施設の新たな整備手法の検討 ○学校のトイレ環境改善整備の実施 ○既存校のエレベータ設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の長期的な視点に基づく計画的保全手法の導入に向けた検討 ○既存学校施設の再生整備モデル実施 ○学校のトイレ環境改善整備の推進 ○既存校のエレベータ設置の推進

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
⑤教育の情報化を推進する ICT機器の整備	○校内LAN整備の実施 ○教育用コンピュータは児童生徒 7.3人/台、校務用コンピュータ は教員1人1台の整備完了	○校内LAN整備完了（H24年度） ○「教育の情報化推進計画」の策定 ○ICT機器・システムの整備推進 ○ICT活用指導力向上の推進
⑥地域における防犯対策の 充実（再掲）	○スクールガード・リーダーの配 置16人 ○地域交通安全員の配置67箇所	○スクールガード・リーダーの配置拡充 ○地域交通安全員の配置
⑦緊急対応への体制づくり	○心の緊急支援チームの運用 ○市立全校にAED（自動体外式 除細動器）の配備を完了	○心の緊急支援チームの運用 ○AEDの維持管理 ○校外活動等に携行する貸出用AEDの配備



西丸子小学校に設置された100KW規模の
太陽光発電設備の完成に伴う、市長の講話



学校のトイレを快適に使うためのワークショップ

6 共に学び、楽しみ、活動する生涯学習社会を創る

【背景・目的】

地域では多くの市民が、学習活動や、文化・スポーツ活動などにより、それぞれの生活や生き方を楽しく豊かなものとするとともに、学んだことを活かしたさまざまな活動を通して、自己実現や地域社会への参加・貢献を行ってきました。

しかし、少子高齢化、核家族化、都市化などの経済・社会の変化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、社会全体においてさまざまな形で課題が生まれる中で、地域社会による支えあいが必要とされ、新たな地域社会の創造が求められています。

そこで、これからは市民が学んだ成果を地域づくりや市民活動に還元していくための生涯学習を展開し、地域の人材や資源を活かして、次世代の市民の育成や地域の教育力を形成することを通して、市民中心のまちづくりを進めていくことが課題となっています。

こうした社会の要請に応えるためには、各区にある市民館や図書館等の社会教育施設が、区役所関係機関などと連携を図りながら、行政区単位で生涯学習をコーディネートし、市民と協働でさまざまな施策を展開するとともに、文化財を地域の文化資源として歴史的価値や魅力を活かしながら、地域全体の教育力を向上させていくことが重要です。

本重点施策では、社会教育施設等の整備を進めるとともに、社会教育の振興や市民の生涯学習活動の支援などを通して、学びの成果を活かして地域の教育力を育む、市民主体の生涯学習社会の創造に取り組みます。

【内容】

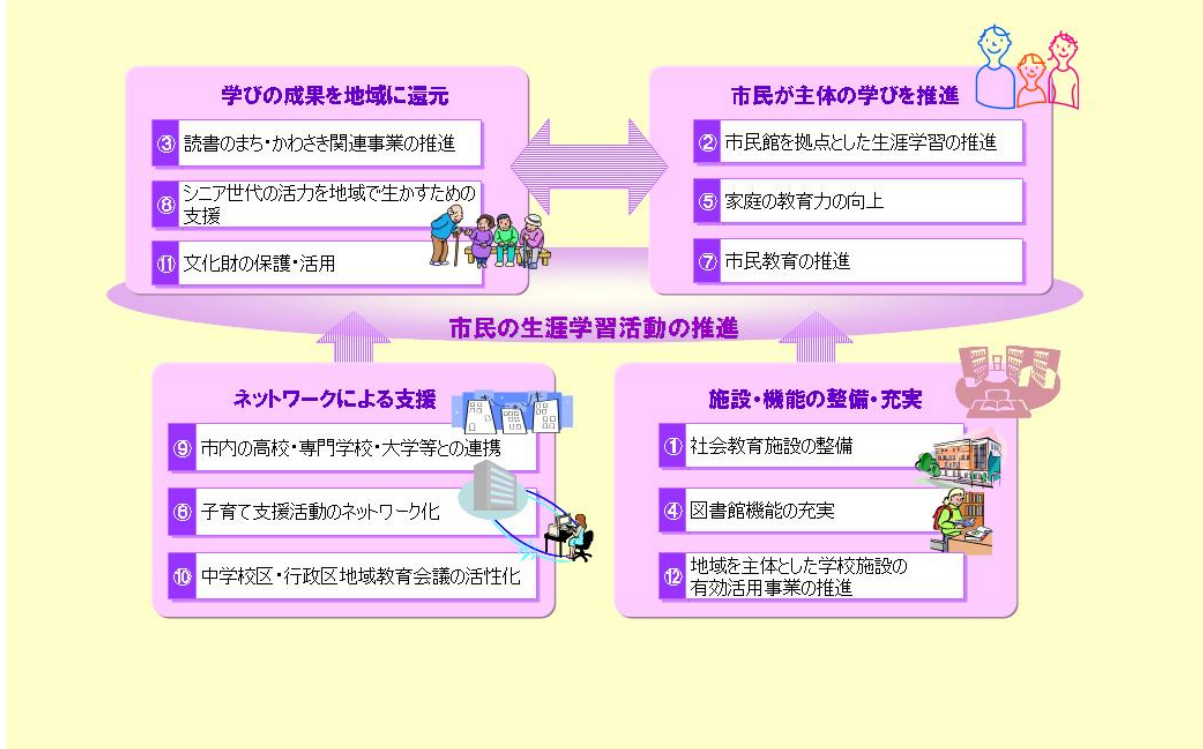
市民の主体的な学習活動を支援するために、学校施設などの既存施設を学習や活動の場として有効活用するとともに、生涯学習に関する地域の拠点となる機能を有する施設を整備します。

これらの社会教育施設等を活用しながら、家庭の教育力向上やシニア世代の社会参加支援などに向けた学習機会の提供、生涯学習情報の提供・学習相談対応、多様な図書館資料の提供やレファレンスサービスの充実、子どもの読書環境整備などにより、市民の学習活動や市民活動の活性化を図ります。また、中学校区・行政区地域教育会議の活性化や学校との連携推進などにより、地域の教育力の向上、充実を図ります。

さらに、文化財の保護と活用における市民参加を推進し、文化財を活かした学習機会の提供や観光資源としての活用など、魅力ある地域づくりを進めていきます。

以上のような施策を推進することにより、市民が主体的に学び、活動しながら学習の成果をまちづくりにつなげることができる市民の手による市民主体の生涯学習社会の実現に努めます。

重点施策6：共に学び、楽しみ、活動する生涯学習社会を創る



【展開する事業】

① 社会教育施設の整備

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、施設の長寿命化など環境整備を計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

② 市民館を拠点とした生涯学習の推進

行政区レベルで市民の学習や活動を支援する拠点である市民館においては、社会や地域の課題に応じた学習機会の提供や、相談事業や場の提供を通じた学習や活動の支援、社会教育に関わる団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行う中で、地域の各関係機関やグループ・団体との協力関係を強め、行政区全体の生涯学習の充実を図ります。

③ 読書のまち・かわさき関連事業の推進

子どもから大人までが読書に親しめるよう、学校、家庭、地域でのさまざまな読書活動に取り組むことができる読書環境の整備を進めます。学校での朝読書・読み聞かせ等の取組の充実や学校図書館コーディネーター等の活用により学校図書館の活性化を図ります。

公共図書館では、学校図書館や大学図書館等との連携を進めるとともに、さまざまな施設等で再活用図書の市民への提供等を実施します。さらに、学校図書館を活用した地域への図書の貸出事業についても市立図書館と連携し、全市的な視点をもった、地域における読書活動の支援に取り組みます。

④ 図書館機能の充実

読書施設としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとしての機能を充実します。レファレンス機能（調査・Eメール相談等）の充実やインターネット上の情報や生涯学習に関するデータベースの活用ができる環境整備、ボランティアの育成などを通じて、市民の生涯学習施設として、子どもから大人まで、全ての市民の学習や活動等を支えていきます。

また、中央図書館的機能を備えた新中原図書館の整備に合わせた図書館サービスの拡充や蔵書管理等のICT化による利便性の向上を図ります。

⑤ 家庭の教育力の向上

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上をめざし、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。

⑥ 子育て支援活動のネットワーク化

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子どもの育成に関わっていくことができるように、各区のこども支援室等と連携しながら、子育てグループや子育て支援グループと関係機関などのネットワーク化を図ります。

⑦ 市民教育の推進

市民がNPOやボランティアとして地域で活動していくための幅広い力を身に付ける市民教育の場の充実等を図るとともに、その一層の推進に向けて、企業、大学、地域で活躍している市民グループ等との連携を深めます。

また、市民館や青少年教育施設等を活用した、青年の社会参加活動の推進を関係局などとも連携しながら進めていきます。

⑧ シニア世代の活力を地域で活かすための支援

定年退職を迎えたシニア世代が自らのキャリアを活かして地域の原動力としていきいきと活躍できるよう、地域デビューに向けた学びを支援します。

また、市民アカデミー修了者などシニア世代の専門的な学習の成果や経験を、地域活動に活かすことをめざした学習事業を進めていきます。

⑨ 市内の高校・専門学校・大学等との連携

市民の知識の向上や就労に向けたキャリアアップを図るため、市立高校における聴講制度や、大学等高等教育機関との連携による地域に向けた講座の実施など、高校・専門学校・大学等との連携によるリカレント教育を推進します。

⑩ 中学校区・行政区地域教育会議の活性化

学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る市民の自主的な活動組織である地域教育会議の活性化を支援していきます。

中学校区地域教育会議については、住民・保護者・教職員の合意形成を図りながら、学校の運営や活動を支援するとともに、地域における子育て支援や学校と地域の協働を推進し、行政区地域教育会議は、区全体の生涯学習活動を促進させるための支援やコーディネート、中学校区地域教育会議の支援を通じたネットワーク化を進めるとともに、地域の方々の教育行政への意見反映と行政との協働を推進することなどにより地域の教育力の向上をめざしていきます。

⑪ 文化財の保護・活用

本市の歴史や文化を学ぶ上で重要な資源である文化財の調査、保護、活用の充実を図るとともに、市民参加を推進し、文化財を活かした地域づくりに関する仕組みを構築します。

⑫ 地域を主体とした学校施設の有効活用事業の推進(再掲)

市民が学び、活動する環境を創るため、校庭、体育館、プール、特別教室等の学校施設を生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効に活用します。また、地域主体の管理による地域の活動拠点の整備を推進します。

【主な取組の概要】

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
①社会教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○新中原図書館の整備について関係機関と協議 ○教育文化会館の再整備について関係機関と協議 ○青少年科学館改築整備 ○日本民家園総合防災設備の整備 ○日本民家園古民家の耐震補強 	<ul style="list-style-type: none"> ○新中原図書館の開館（H24年度） ○教育文化会館再整備の基本構想等の策定 ○青少年科学館完成・開館（H23年度） 青少年科学館運営基本計画策定（H23年度） ○日本民家園の総合防災設備及び古民家耐震補強の計画的な整備（H23～H25年度）
②市民館を拠点とした生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会課題に対応した社会教育事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな社会状況に柔軟に対応する社会教育事業の展開 ○区役所関係機関との連携強化 ○学習情報提供・学習相談の充実
③読書のまち・かわさき関連事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における朝読書・読み聞かせ・ブックトークの実施 ○小・中学校への図書館総合システムの導入 ○学校図書館コーディネーター各区3名の配置 ○図書ボランティア研修会の実施 ○公共図書館と大学図書館等との連携 ○学校図書館を活用した地域への図書貸出の実施 ○再活用図書の市民への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝読書・読み聞かせ・ブックトークの継続実施 ○図書館総合システムや学校図書館コーディネーターを活用した学校図書館の活性化 ○学校図書館コーディネーターの配置 ○図書ボランティア研修会の充実 ○公共図書館と大学図書館との連携の拡大 ○学校図書館を活用した地域への図書貸出事業の検証及び読書活動の支援の拡充 ○再活用図書の市民提供の拡大
④図書館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い資料収集 ○新図書館コンピュータシステム導入による利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報センターとしての情報・提供機能の充実 ○高度なレファレンス機能の充実 ○市民・地域の課題解決に向けたサービスの推進 ○新中原図書館における新たな図書館サービスの拡充
⑤家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭の教育力向上に向けた支援事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭の教育力向上に向けた支援事業実施 ○身近な地域で気軽に参加しやすい学習機会の充実
⑥子育て支援活動のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の子育て期の市民に向けた学習機会や広場の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の子育て期の市民に向けた学習機会や広場の実施 ○区役所関係機関との連携強化

事業名	これまでの取組と現状	H23～H25年度の取組
⑦市民教育の推進	○ボランティア活動や地域参加の意欲喚起・啓発に向けた事業実施	○ボランティア活動や地域参加の意欲喚起・啓発に向けた事業実施 ○区役所関係機関との連携強化
⑧シニア世代の活力を地域で活かすための支援	○社会参加に向けた入門的的事业実施	○社会参加に向けた入門的的事业の実施 ○具体的な地域参加に向けた支援事業の実施 ○生涯学習財団による、市民アカデミー修了生等に向けた地域活動参加支援事業の実施
⑨市内の高校・専門学校・大学等との連携	○地域の学習資源を活かした多様な学習機会の提供	○地域の学習資源を活かした多様な学習機会の提供 ○新たな連携のあり方の検討
⑩中学校区・行政地域教育会議の活性化	○行政区内での中学校区・行政区地域教育会議の連携 ○全市交流会の実施	○中学校区・行政区地域教育会議の多面的な連携に向けた方策の充実 ○全市交流会の実施
⑪文化財の保護・活用	○文化財調査・活用事業の実施 ○文化財を活かした地域づくりに関する支援体制の検討	○文化財調査・活用事業の実施 ○文化財の保存活用に関する基本計画の策定に向けた調査・検討
⑫地域を主体とした学校施設の有効活用事業の推進（再掲）	○土日・夜間などの地域を主体とした学校施設（校庭・体育館・プール・特別教室等）の管理及び有効活用の推進及び整備 ○有効活用に向けた学校施設の整備 ○受益者負担の検討	○土日・夜間などの地域を主体とした学校施設（校庭・体育館・プール・特別教室等）の管理及び有効活用の推進及び整備 ○有効活用に向けた学校施設の整備 ○受益者負担の導入に向けた検討



図書館でのおはなし会



市民自主企画事業「腹ペコたんけんたい」



史跡めぐり“古代の橘樹をゆく”（影向寺）

施策体系一覧表

基本政策 (4)	基本施策 (13)	施策 (52)	事業	
幼児・学校教育	子どもたちの健やかな成長の保障と「確かな学力」の育成	いのちの教育・こころの教育の推進	施策の下に、それぞれの施策に対応する事業が位置づけられています。	
		いじめ・不登校等への対応		
		健やかな身体の育成		
		「確かな学力」の育成		
		川崎らしさを活かした学習機会の提供		
		「生きる力」の向上のための環境づくり		
		社会の変化に対応できる能力の育成		
		幼児教育の充実		
		特別支援教育の推進		
		多様な教育機会・支援体制の整備		
	地域に根ざした特色ある学校づくり	創意工夫を発揮できる地域に開かれた学校づくり		
		地域教育資源の活用		
		子ども・保護者・地域住民の学校運営への参加促進		
		子どもの成長に応じた一貫した教育体制の整備		
	教職員の力量形成と自己成長	地域に根ざした市立高等学校づくり		
		教職員の人事管理制度の再構築		
実践的な学校・教職員の支援体制づくり				
学校施設の整備と充実	教職員の成長のための研修プログラムの再編			
	安全で快適な学校施設の整備			
	コミュニティの拠点としての学校の整備			
	効果的な指導を支援する施設設備の整備			
		計画的な学校施設の整備		
家庭・地域における教育	安心して子育てできる地域づくり	保育サービスの充実		
		子ども向け医療・保健・福祉サービスの充実		
		地域の安全性の確保と緊急対応への体制づくり		
	家庭教育の充実と子育ての支援	子育ての支援の充実		
		家庭教育・子育てに関する相談機能の強化		
		家庭教育・子育てに関する意識啓発		
		子育てネットワークの形成と学習機会の充実		
	子どもが健やかに育つ地域づくり	居場所・遊び場の確保		
		地域における様々な学習・体験の機会の提供		
		青少年の健全な育成の推進		
社会教育・文化・スポーツ	市民が自ら学びいきいきと活動する地域づくり	市民の主体的な学習を支えるシステムの充実		
		行政区を中心とした市民と行政の協働による生涯学習の推進		
		市民教育の推進と地域人材の豊かな経験・能力を活かすくみづくり		
		社会教育施設や市民の学習活動におけるネットワークの構築		
		社会的自立に向けたキャリアアップのための学習システムの構築		
	文化・芸術活動の推進	市民文化・芸術活動の支援		
		文化財の保護・活用		
		魅力ある博物館づくり		
		音楽によるまちづくりの推進		
	地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進	生涯スポーツの推進		
		競技力の向上		
		スポーツ環境の充実		
			ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり	
	共に支え生きる社会の創造	人権教育の推進		
		子どもの権利保障の推進		
		共生社会の推進		
教育行政	教育支援体制の再編	市民参加による教育支援体制の充実		
		専門的な教育支援体制の整備		
		行政区単位での支援体制の整備		
			教育委員会の事務事業の改善	

語句説明一覧表

語句	最初に出てくるページ	説明
スクールソーシャルワーカー	1	社会福祉等の専門的な知識や技術を有する社会福祉士など、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒が置かれたさまざまな環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行う。
OECD生徒の学習到達度調査	3	OECD 参加国の多くで義務教育修了段階にあたる 15 歳児を対象に、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシー、問題解決能力を調査するもの。
確かな学力	4	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。
生きる力	4	変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。
適応指導教室 「ゆうゆう広場」	8	さまざまな理由で長期欠席している児童生徒を対し、教育相談、体験活動等を通して人間関係の適応性を高め、学校への復帰を目指し運営している教室。
スクールカウンセラー	8	心理学の知識を持つ臨床心理士など、子どもの心のケアや保護者、教職員に対し専門的な立場から助言を行う。本市では、全中学校に配置。
サポートノート (個別の教育支援計画)	8	特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とした個別の教育支援計画。
LD	8	Learning Disability の略。日本では一般に「学習障害」と訳される。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。
ADHD	8	Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。日本では一般に「注意欠陥/多動性障害」と訳される。不注意及び多動性・衝動性を主要な症状とする行動の障害で、社会生活や学校生活を営むうえで支障が認められるもの。
高機能自閉症	8	自閉症に属する発達障害のひとつ。知的発達に遅れはないが、相手の気持ちや反応を読むことが苦手、一方的な会話、交友関係づくりや変化への対応が苦手、特定の関心事に執着するなどの支障が認められる。
特別支援教育 コーディネーター	8	校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担うため、各学校の校長に指名された教員。
特別支援教育サポーター	8	特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、学級担任の補佐としての個別支援、一定時間の取り出し支援等を行う。

語 句	最初に出てくるページ	説 明
通級指導教室	8	通常の学級に在籍している特別な指導を必要とする児童生徒を対象とし、教育活動の一部を通級して学ぶ教室。言語障害通級指導教室7教室、情緒障害関連通級指導教室9教室（中学校2教室）、難聴通級指導教室1教室を設置している。
フリースペース	9	不登校やひきこもりなどの人たちに学校以外の場所を提供する施設。
日本語指導等協力者	9	日本語指導が必要な海外帰国・外国人児童生徒に対し、初期の日本語指導（生活言語の習得・学校適応）、家庭連絡の通訳などの支援を行う。
かわさきKタイム	11	川崎市の参加・体験型人権尊重の学習。「かわさき」「こども」「かかわり」「きづき」「権利」の頭字語「K」を取り「Kタイム」と呼んでいる。
学校巡回カウンセラー	11	スクールカウンセラーと同様の役割で、小学校・高等学校を巡回して相談を受けている。
フレンドシップ かわさき事業	11	研究実践をしている小学校に教員OBの相談員を配置し、小中連携の強化や、不登校にかかわる関係諸機関との連携及び小学校の教育相談を通して不登校の未然防止などに取り組む。
学校関係者評価	14	保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価の結果を評価すること等と通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行う。
スクールガード・ リーダー	17	防犯の専門家や警察官OBによる学校巡回指導や学校安全の指導を行う。
地域交通安全員	17	学校から危険箇所までの通学路や周辺地域の見守り活動を行う。
心の緊急支援チーム	17	学校内外で危機的事件・事故が突発的に発生した場合、二次災害防止とこころの応急処置を行うために派遣されるもの。
教育ボランティア コーディネーター	17	学校の教育活動を支援する教育ボランティアの派遣調整を行う人。
外国語指導助手 (ALT)	21	英語指導力を身に付けたネイティブスピーカー（ある言語を母国語として話す人）。
教育活動サポーター	21	学生や教員OBなどをサポーターとして学校に派遣し、教育活動の支援や個別の児童生徒の学習支援を行う。
学校図書館 コーディネーター	25	各学校を訪問して、図書ボランティアの育成のための指導や研修会を開催。また、学校図書館の運営、整備に対し、指導助言を行う人。
校務（教員）用 コンピュータ	32	教員が校務処理を行うために使用するコンピュータ。
かわさき 市民アカデミー	35	学習の深まりと広がりに配慮した、カリキュラムや、市民としての学習の意義を深める「川崎学講座」など川崎市民の学びに対する意欲に応えるため、専門的で継続的な学習や研究を行う。

かわさき教育プラン
第3期実行計画素案

〔新・重点施策〕

平成23年2月

川崎市教育委員会総務部企画課

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3244